

中村川流域治水緊急対策推進会議 規約（改正案）

（設置）

第1条 本会議は、「西北圏域流域治水協議会規約」第5条第4号及び特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）第7条の規定により組織し、「中村川流域治水緊急対策推進会議」（以下「推進会議」という。）と称するを~~設置する~~。

（目的）

第2条 推進会議は、令和4年8月の大雨で外水・内水により甚大な浸水被害を受けた中村川流域について、「流域治水」の考えに基づき、再度災害の防止・軽減に向けた目標を共有し、密接な連携体制の下で各々が担うべき緊急対策~~（実施期間概ね10年）~~について検討・調整し、各種対策を一体的・計画的に進めていくための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（推進会議の対象河川）

第3条 推進会議は、二級河川中村川水系を対象とする。

（推進会議の構成）

第4条 推進会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 別表2にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、推進会議に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（西北圏域流域治水協議会構成員、学識経験者等）の参加を推進会議に求めることができる。

（推進会議の実施事項）

第5条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 再度災害防止・軽減に向けた緊急対策目標の検討、共有。
 - 二 各機関の役割分担の確認と、各機関が概ね10年で実施する~~担うべき~~対策の検討、調整。
 - 三 前号の各対策をまとめた「中村川流域治水緊急対策」の策定と公表。
 - 四 「中村川流域治水緊急対策」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 五 法第4条に基づく「中村川流域水害対策計画」の作成及び変更に関する協議。
 - 六 「中村川流域水害対策計画」の諸施策等の実施状況のフォローアップ。
- 2 本推進会議で策定した「中村川流域治水緊急対策」及び「中村川流域水害対策計画」は「西北圏域流域治水協議会」と共有するものとする。

（ワーキンググループの構成）

第6条 推進会議の下にワーキンググループ（以下、WG）を置く。

- 2 WGは、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 WGは、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 WGは、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整等（以下、検討・調整等）を行うことを目的とし、結果について推進会議に報告する。
- 6 WGは、前項の検討・調整等のため、特定の内容に応じた一部の構成員による情報交換、調査、検討等の場を任意で設けることを認め、その場合、WGの同意は不要とする。
- 7 事務局は、WGに諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をWGに求めることができる。

（会議の公開）

- 第7条 推進会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、推進会議に諮り、非公開とすることができる。
- 2 ワーキンググループは、原則非公開とし、結果を推進会議に報告することにより公開とみなす。

（推進会議資料等の公表）

- 第8条 推進会議に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、非公開の審議時に提出された資料等または個人情報等で公表することが適切でない資料等については、推進会議の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第9条 推進会議及びワーキンググループの庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、青森県県土整備部河川砂防課及び鯉ヶ沢町建設水道課が共同で行う。

（雑則）

- 第10条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については推進会議で定めるものとする。

（附則）

- 第11条 本規約は、令和 4年11月25日から施行する。
- | | | |
|----|----|---------|
| 令和 | 5年 | 1月19日改正 |
| 令和 | 6年 | 3月22日改正 |
| 令和 | 6年 | 7月 8日改正 |
| 令和 | 7年 | ●月●●日改正 |

(推進会議構成員)

鰯ヶ沢町長

弘前市長

林野庁 東北森林管理局 津軽森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 東北北海道整備局長

気象庁 青森地方气象台長

東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 鉄道事業部 設備ユニットリーダー

青森県 農林水産部長

青森県 県土整備部長

青森県 危機管理局長

西北農林水産事務所長 ~~西北地域県民局 地域農林水産部長~~

西北県土整備事務所長 ~~西北地域県民局 地域整備部長~~

西北県土整備事務所 ~~西北地域県民局 地域整備部~~ 鰯ヶ沢道路河川事業所長

(事務局)

青森県 県土整備部 河川砂防課

鰯ヶ沢町 建設水道課

(アドバイザー)

国土交通省 東北地方整備局 流域治水推進室

(ワーキンググループ構成員)

鰯ヶ沢町 総務課長
 鰯ヶ沢町 建設水道課長
 鰯ヶ沢町 農林水産課長
 鰯ヶ沢町 教育みらい課長 ~~学校教育課長~~
 弘前市 総務部 防災課長
 弘前市 建設部 土木課長
 弘前市 上下水道部 総務課長
 林野庁 東北森林管理局 津軽森林管理署 森林技術指導官
 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 青森水源林整備事務所長
 気象庁 青森地方気象台 観測予報管理官
 東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 鉄道事業部 設備ユニットチーフ
 東日本旅客鉄道株式会社 東北建設プロジェクトマネジメントオフィス
 北東北プロジェクトセンター マネージャー
 青森県 農林水産部 林政課 治山・林道グループマネージャー
 青森県 農林水産部 農村整備課 計画審査グループマネージャー
 青森県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課 施設整備グループマネージャー
 青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループマネージャー
 青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループマネージャー
 青森県 県土整備部 河川砂防課 ダムグループマネージャー
 青森県 県土整備部 河川砂防課 砂防グループマネージャー
 青森県 県土整備部 都市計画課 上下水道グループマネージャー
 青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループマネージャー
 青森県 県土整備部 建築住宅課 建築指導グループマネージャー
 青森県 県土整備部 道路課 企画・市町村道グループマネージャー
 青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループマネージャー
 西北農林水産事務所 ~~西北地域県民局 地域農林水産部~~ 林業振興課長
 西北農林水産事務所 ~~西北地域県民局 地域農林水産部~~ 農村計画課長
 西北農林水産事務所 鰯ヶ沢水産事務所 ~~西北地域県民局 地域農林水産部~~
~~西北地方水産事務所~~ 建設課長
 西北県土整備事務所 ~~西北地域県民局 地域整備部~~ 鰯ヶ沢道路河川事業所
 総括主幹

(事務局)

青森県 県土整備部 河川砂防課
 鰯ヶ沢町 建設水道課